

民事訴訟法研究Ⅰ

選択 2単位

長島 光一

1. 授業の概要(ねらい)

民事訴訟法は、民法などの実体法の知識を前提に、その権利を実現するための手続を定めた重要なものである。権利を「絵に描いた餅」にしないためには、民事訴訟手続の理解が必要不可欠といえる。

本講義では、民事訴訟法学の基本的な手続と理論を学ぶとともに、その考え方を応用し、社会の様々な紛争にいかに対応ができるのかを考えていく。そして、各自が当事者になった場合を想定し、紛争解決の技法を会得してもらう。

基本部分につき講義形式の授業を行うほか、受講生に報告を求めることもあり、多くの事例について受講生とともに考え、理解を深めていきたい。

民事訴訟法研究Ⅰは、民事訴訟法の総論的なテーマ、訴えの提起から審理を中心に毎回テーマを決めて講義を行い、受講生と意見交換をし、民事訴訟制度について見識を高めていく。その際に、映像資料も多様し、問題理解に資するようにしたい。

なお、受講生の関心のあるテーマによって、授業の計画は、一部変更になることがある。

2. 授業の到達目標

- ・民事訴訟の流れが理解でき、民事訴訟法学の主要な問題状況を把握できる。
- ・手続法の考え方(手続的正義・手続保障等)を身につけ、社会に応用できる。
- ・現代社会の様々な紛争に対し、問題解決の技法を身につけ、対応策を考えられる。

3. 成績評価の方法および基準

授業態度やレポート等で総合的に評価する。

4. 教科書・参考文献

教科書

詳細は開講時に指示する。

参考文献

三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷 『民事訴訟法(第3版)』(2018年) 有斐閣

高橋宏志＝高田裕成＝畑端穂編 『民事訴訟法判例百選(第5版)』(2015年) 有斐閣

5. 準備学修の内容

事前に次週のテーマを予告するので、参考文献等の該当箇所を一読しておくこと。(特に、テーマに関する判例百選の該当判例の事案の把握をすることで、何が争点なのか理解をしておくことよ。)

報告担当になった場合は、準備を行うこと。

6. その他履修上の注意事項

民事訴訟の全体像を理解しておくことが望ましい。

大学院の授業であるため、各自の問題意識が重要となる。

7. 授業内容

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 【第1回】 | ガイダンスー法学における民事訴訟法の位置づけ |
| 【第2回】 | 紛争解決学ー裁判による解決とADR |
| 【第3回】 | 司法制度改革ー法曹養成と民事訴訟制度の改革とその成果 |
| 【第4回】 | 訴訟物論争ー訴訟手続の開始における請求の問題 |
| 【第5回】 | 裁判所の役割ー裁判官の思考プロセス |
| 【第6回】 | 当事者ー当事者が裁判を利用する理由 |
| 【第7回】 | 弁護士ー訴訟代理人の活動の実態 |
| 【第8回】 | 民事訴訟法の原則ー民事訴訟法学の理念 |
| 【第9回】 | 訴訟審理の進め方ー口頭弁論のあり方 |
| 【第10回】 | 事実認定ー証拠収集の方法 |
| 【第11回】 | 鑑定ー専門家の意見の評価 |
| 【第12回】 | 科学的証拠の取扱いーDNA鑑定やデジタルフォレンジックの活用 |
| 【第13回】 | 証明責任論ー現代型訴訟における証拠の偏在 |
| 【第14回】 | 訴訟上の和解ー民事訴訟における当事者間のやり取り |
| 【第15回】 | まとめ |